

平成13年第1回藤岡市議会定例会会議録(第4号)

平成13年3月16日(金曜日)

議事日程 第4号

平成13年3月16日(金曜日)午前10時開議

- 第1 議会運営委員会経過報告
- 第2 諸報告
- 第3 議員提出議案第5号 議員川野盛幸君の議員辞職勧告決議について
- 第4 藤岡市農業委員会委員の推薦について
- 第5 選 第 3号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙
- 第6 議案第 6号 藤岡市霊柩自動車利用条例の制定について  
議案第 9号 藤岡市介護給付費準備基金条例の制定について
- 第7 議案第15号 藤岡市用品調達基金条例の廃止について
- 第8 議案第30号 平成13年度藤岡市一般会計予算  
議案第31号 平成13年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算  
議案第32号 平成13年度藤岡市老人保健特別会計予算  
議案第33号 平成13年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算  
議案第34号 平成13年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
議案第35号 平成13年度藤岡市学校給食センター特別会計予算  
議案第36号 平成13年度藤岡市下水道事業特別会計予算  
議案第37号 平成13年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算  
議案第38号 平成13年度藤岡市簡易水道事業特別会計予算  
議案第39号 平成13年度藤岡市水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
22番	大戸敏子君	23番	吉田達哉君
24番	久保信夫君		

欠席議員（1名）

21番 川野盛幸君

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中信一君	総務部長	新井千文君
市民生活部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
水道部長	中島征一郎君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員事務局長	小野里英一君		

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	事務局次長	田島均
議事調査係長	宮澤正浩		

午前11時10分開議

議長（中村菊雄君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

## 第1 議会運営委員会経過報告

議長（中村菊雄君） 日程第1、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長塩原吉三君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 塩原吉三君登壇）

議会運営委員会委員長（塩原吉三君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について、ご報告申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により本日、議会開議前に委員会を開催し、本日の日程と追加されます議案の取り扱い方法について協議したのであります。

追加されます議案は、議員提出議案1件であります。この取り扱いについては、議事日程にもありますように、諸報告後、日程第3、議員提出議案第5号については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。次に、日程第4、藤岡市農業委員会委員の推薦及び日程第5、選第3号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙を終了した後、日程第6、議案第6号と議案第9号については教務厚生常任委員会に、日程第7、議案第15号については総務常任委員会にそれぞれ付託されておりますので、議案の審査について各委員長から報告を願った後、質疑、討論、採決を願います。

日程第8、議案第30号平成13年度藤岡市一般会計予算ほか9特別会計予算については、予算特別委員会に付託されましたので、その審査報告を委員長から願い、質疑を省略し、討論の後、それぞれ採決していただくことに決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（中村菊雄君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告がありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

## 第2 諸報告

議長（中村菊雄君） 日程第2、諸報告をいたします。

川野盛幸君から、本日から入院により欠席する旨の届出が議長宛に提出されておりますので、ご報告いたします。

また、片山喜博君より3月1日に提出され成立した議員川野盛幸君の議員辞職勧告の動議について、3月15日、本人より議長宛に動議の撤回請求があり、これを許可いたしました。

以上で報告を終わります。

### 第3 議員提出議案第5号 議員川野盛幸君の議員辞職勧告決議について

議長（中村菊雄君） 日程第3、議員提出議案第5号議員川野盛幸君の議員辞職勧告決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者新井雅博君の登壇を願います。

（16番 新井雅博君登壇）

16番（新井雅博君） 議長より登壇のお許しをいただきました。先ほど全員協議会において議長より政治倫理審査会の結果報告並びに報告結果に基づき議員辞職勧告決議案の提出の措置を行う決定報告がありました。ただいま提出いたします議員提出議案第5号は、その決定に基づくものであります。

それでは、議員提出議案第5号議員川野盛幸君の議員辞職勧告決議（案）について、案文の朗読をもって提出の説明にかえさせていただきます。

混迷する社会情勢のもと政治的経済的重要課題が山積しているなか、地方自治のおかれた環境は厳しく、その中において議員は市民の厳粛な負託に応え、あらゆることにおいて市民に範を示さなければならない立場にあります。その議員である川野盛幸君自らが、公立藤岡総合病院外来センター建設に起因する駅前薬局の進出に絡み、不用意にも進出予定業者から1,050万円の土地開発に係る仮払金を7ヶ月間預かり、その後返金した事実が市民に疑惑を持たれる結果となりました。このことは市民の厳粛なる負託を裏切る行為であるだけでなく、本市議会及び市議会議員の名誉と権威を著しく傷つける行為でもあり、極めて遺憾であります。

また藤岡市議会議員政治倫理規程には政治倫理基準として、第3条第3号「自らの行動を厳しく律し、議員としてのふさわしい品位と識見を養うこと。」、同条第8号「地位を利用し、いかなる金品も受領しないこと。」、同条第9号「市民全体の代表として、その品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」の規定があり、この規定にも違反しております。

以上のことを踏まえ、議員として政治的道義的責任があり、よって、議員川野盛幸君の議員辞職を勧告します。平成13年3月16日、藤岡市議会。

議長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よつて、議員提出議案第5号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第5号議員川野盛幸君の議員辞職勧告決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立多数であります。よつて、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 第4 藤岡市農業委員会委員の推薦について

議長(中村菊雄君) 日程第4、藤岡市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

説明を申し上げます。藤岡市農業委員会委員のうち学識経験を有する者に1名の欠員を生じたので、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づき、後任委員1名の推薦依頼がありましたので、1名の委員の推薦をお願いするものであります。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、指名推選により行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よつて、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よつて、議長において指名することに決しました。

地方自治法第117条の規定に基づき、片山喜博君の退席を求めます。

(6番 片山喜博君退場)

議長（中村菊雄君） 藤岡市農業委員会委員に片山喜博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました片山喜博君を藤岡市農業委員会委員に推薦いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、片山喜博君を藤岡市農業委員会委員に推薦することに決しました。

片山喜博君の入場を求めます。

（ 6 番 片山喜博君入場、自席に着席）

#### 第 5 選第 3 号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙

議長（中村菊雄君） 日程第 5、選第 3 号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員に三好徹明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました三好徹明君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三好徹明君が多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました三好徹明君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

#### 第 6 議案第 6 号 藤岡市霊柩自動車利用条例の制定について

#### 議案第 9 号 藤岡市介護給付費準備基金条例の制定について

議長（中村菊雄君） 日程第 6、議案第 6 号藤岡市霊柩自動車利用条例の制定について、議案第

9号藤岡市介護給付費準備基金条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

教務厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長針谷賢一君の登壇を願います。

(教務厚生常任委員会委員長 針谷賢一君登壇)

教務厚生常任委員会委員長(針谷賢一君) ご指名を受けましたので、去る3月1日の本会議において、教務厚生常任委員会に付託されました議案2件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は3月2日、市長・助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

議案第6号藤岡市霊柩自動車利用条例の制定について、ご報告申し上げます。本条例は、偕同苑霊柩輸送業務を平成13年4月1日より民間委託し、利用料金の統一と利用者負担の軽減を図るとともに、住民サービスの向上を目的として現行の条例を廃止し、新たに霊柩車利用に関して条例を定めるものであります。

質疑の主なものについて申し上げます。霊柩車の利用条件について伺いたい。遺体が市内にあることと、火葬のための搬送に限り利用ができるとのこと。

民間委託による藤岡市のメリットについて伺いたい。今現在、職員2名のうち1名が3月31日をもって退職となり、そのため利用者サービスの低下が懸念されるが、委託後は火葬業務2名、霊柩業務1名と充実するため利用者サービス等改善され、また、現行職員2名の給料、あるいは自動車の維持費等考えると約2,000万円以上になり、民間委託によって経費節減が図れるとのこと。

委託業者から委託料の値上げを望む可能性が出てくると思うが、当局の見解を伺いたい。業者から一方的に値上げを望んだとしても、市としては利用者の意見や社会情勢等状況を見ながら判断していくとのこと。

委託業者の選定方法について伺いたい。4業者が現場説明会に参加したので入札方式をとる予定であったが、そのうち3業者から辞退届が提出されたため、残る1業者と見積合わせにより決定したとのこと。

経費節減について具体的に伺いたい。11年度決算で人件費・運営費等で約2,000万円、これを直営で13年度行った場合、火葬業務・霊柩業務・霊柩車購入等で約3,400万円、平成14年度以降の経費は約2,800万円となり、これを委託した場合、5年間で見ると約4,700万円くらいの経費節減になるとのこと。

基本料金と第6条第1項の利用許可の取り消しについて伺いたい。現在の利用料金は、10キロを超えて1キロごとに50円の超過金がかかり、委託後は藤岡市内全住民の平等性という観点から、市内一律どこでも1往復2,200円に設定したとのこと。また、利用の取り消しについては、主に経路の変更等であるとのこと。

霊柩車が空いていなくて他の業者を頼んだときに市の補助があるのか伺いたい。このようなときは、市では市内業者に8,400円で搬送業務をお願いしており、なお、その8,400円については市で支払い、利用者が支払う負担金の2,200円については市の歳入になるとのこと。

第4条第2項の市長が特に認めたとき利用を許可することができるかとあるが、想定されることについて伺いたい。特別な災害が発生したときとのこと。例えば、昭和60年の日航機事故のような場合などがあるとのこと。

委員から次のような意見がありました。本条例の制定について、市民福祉の向上という中で行政の前向きな取り組みと行政側の財政難厳しい中、民間業者に委託することにより行政財源に対してメリットを生む事業と認識し、また、一言一句全部精査したところ大変すばらしい制定内容だと思い、議員各位のご英断をいただきたい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号藤岡市介護給付費準備基金条例の制定について、ご報告申し上げます。本条例は介護保険事業の健全な運営を図るために、決算で生じた剰余金を給付準備基金として積み立て、事業期間内の支出に備えるための条例制定であります。

質疑の主なものについて申し上げます。介護保険料負担者の構成と負担割合について伺いたい。加入者数について、65歳以上の第1号被保険者が1万742人、40歳から64歳までの第2号被保険者が2万2,511人、合計3万3,253人で、これは毎日変動するとのこと。また、認定者数は平成13年1月31日現在、要支援の人が154人、要介護1が330人、要介護2が170人、要介護3が149人、要介護4が182人、要介護5が107人の計1,092人が認定者とのこと。そして、当初予算計上の割合は、65歳以上の第1号被保険者については普通徴収の人が20%、特別徴収の人が80%と見ていたが、実際には普通徴収が14%、特別徴収が86%と変化しているとのこと。また、給付費全体の1割が自己負担になり、9割が保険給付費になる。そのうち国が25%、県が12.5%、市が12.5%、第1号被保険者が17%、第2号被保険者の支払基金から33%であるとのこと。

当初想定した普通徴収の割合が20%から14%に推移したことについて伺いたい。年金額が年額18万円以上が特別徴収で、18万円以下が普通徴収になるので、天引きされる人の割合が多くなったからで、これは藤岡市にとってはメリットがあるとのこと。

介護保険事業の運営について伺いたい。介護保険事業は3年を1期とし、中期財政運営案を基本に市町村における保険財政の安定を図る観点から、65歳以上の第1号被保険者の保険率をおおむね3年間とし、財政の均衡を保つように定め、保険料の改定は3年に一度全国一斉に実施される。また、保険料は介護保険事業計画に定める保険給付費の予想額、



財政安定化基金予想額、保健福祉事業に要する費用の予想額等を見込んで、第1号被保険者の所得の分布状況等を考慮して賦課額が設定されるとのこと。このため、3年間の前半の年度は決算剰余金が必然的に起こり、後半の年度についてはこれらの剰余金が特定目的の介護給付費等のために支出することが生じるため、決算剰余金を積み立てて適正な管理をすることが必要とのこと。

介護サービスの利用率について伺いたい。在宅サービスが34.3%、施設サービスが84.7%、全然サービスを利用しない人が15.3%という割合になっていて、これは6人に1人が利用していないことになるとのこと。また、サービスを分析したところ、訪問ヘルプサービスが非常に低く、これは全国的な傾向であり、そのかわり藤岡市ではデイサービスと通所のリハビリが予想よりも23%くらい上回っているとのこと。

委員から次のような意見がありました。今後、利用する側が少しでも利用しやすいように当局の指導をより進め、介護保険事業がますます市民に身近なものとして利用されることと、この剰余金積み立てにより財源的基金として有効かつ最適な高齢化社会福祉に対して還元されることと思いますので、議員各位の賛同を願いたい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案2件に対する審査の概要と結果について報告を終わります。

議長（中村菊雄君） 教務厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

議案第6号藤岡市霊柩自動車利用条例の制定について、委員長報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号藤岡市霊柩自動車利用条例の制定について、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第9号藤岡市介護給付費準備基金条例の制定について、委員長報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号藤岡市介護給付費準備基金条例の制定について、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### 第7 議案第15号 藤岡市用品調達基金条例の廃止について

議長(中村菊雄君) 日程第7、議案第15号藤岡市用品調達基金条例の廃止についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。委員長坂本忠幸君の登壇を願います。

(総務常任委員会委員長 坂本忠幸君登壇)

総務常任委員会委員長(坂本忠幸君) ご指名を受けましたので、去る3月1日の本会議において、総務常任委員会に付託されました議案1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は3月2日、市長・助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

議案第15号藤岡市用品調達基金条例の廃止について、ご報告申し上げます。この条例の廃止の理由は、昭和48年3月に基金を設立し集中購買を実施してきましたが、現在では経済状況など社会全体が大きく変化してきており、また、価格破壊と言われるほど物の価格が下がってきていること、多種多様な物がいつでも簡単に購入できるようになったことなどから、用品の集中購買による事務用品等のストック及び管理についてのメリットが薄れるなど、基金の設置意義がなくなってきたことにより、本年4月1日付の機構改革、組織の見直しにあわせて、平成12年度末でこの条例の廃止を行うものであります。

質疑の主なものを申し上げます。用度の職員や管理をしていた職員について、今後どのような対応になっていくのか、伺いたい。廃止後の担当課は機構改革に伴い新しくできる契約検査課が平成13年4月1日より窓口となり対応するとのことでした。

現在残っている在庫を今後どのように処分していくのか、また、その物品の支払い等はどのようにしていくのか、伺いたい。平成12年度中に総務費の中の諸費が当初予算で740万円あります。この中で買い取りをさせていただき、今後は要望があれば財政課に伝票を提出していただき、財政課で在庫品の払い出しをしていくとのことでした。

基金の金額は1,300万円とするとあるが、現在、この基金の積み立てはあったのか、伺いたい。この用品調達基金の原資は1,300万円であります。この1,300万円の途中で繰り返し使いながら用品調達をしてきたとのことでした。

緊急に物が必要になったとき、事務に支障を来すことがあっては困ると思うので、今後、用品購入はどのような経路で購入していくのか、伺いたい。物品登録業者につきましては、必要性の高い物については単価契約をいたしまして、在庫を置かないようにしていきたい。また、備品の入札は平成13年度より新設される契約検査課で引き続き実施していくとのことでした。

現在、登録してある業者は何社あるのか、伺いたい。物品の納入資格者名簿として登録してある業者は605社です。市内の業者が170社、市外の業者が432社、それに不要品買い受け資格者が3社とのことでした。

市内業者170社は市内に本社がある会社のことか。また、今、税収が上がらない中、地元企業の育成という立場から物品の納入業者で市内業者と市外業者からの購入割合はどのくらいか伺いたい。市内の業者扱いは市内に本社のあるもの、または市内に営業所や支店を持っていて、その営業所・支店自らが契約をしている業者。また、購入については、こういう社会情勢・経済状況を踏まえ、市内業者で対応できる物すべて市内業者で扱ってきたと思っているとのことでした。

今後、この登録業者605社については、精査をしないで引き続き資格は更新されるのか、伺いたい。物品の納入等資格者名簿の登載については3年に1回で、平成11年度が初年度であり、平成13年度まで有効であります。その後の登録については、契約検査課で改めて再登録をしていただくとのことでした。

今まで計画的に購入してきたが、この条例を廃止してしまうと計画性がなくなってしまうような気がするが、今後、物品を購入するに当たり、どのように運用していくのか、伺いたい。財政課の諸費の管理を徹底いたしまして、必要最低限の購入をして、むだのないように努めていきたい。また、行財政改革の一環の中で、経済的経費の支出の削減をすることが大きな目的であります。そして、責任ある担当課の中で決まり事やルールをつくっ

ていただきたいと思っております。また、物品の出納や保管の関係は、財務規則の中にも規定されておりますので、この財務規則により運用をしていきたいと考えているとのことでした。

委員から次のような意見がありました。社会情勢の変化から、いろいろな形で価格破壊が行われて、簡単に物が手に入る状況の中、行財政改革の一環として経常的経費の削減をしていく。また、今後の管理等に関しても物品調達条例や財務規則等を適用し、計画的により安い物を購入し、市内業者の育成にも努めるとのことであり、この条例が廃止されても今後何ら支障を来さないと思われるので、賛意を表しますとの意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案1件に対する審査の概要と結果について、ご報告を終わります。

議長（中村菊雄君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号藤岡市用品調達基金条例の廃止について、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第30号 平成13年度藤岡市一般会計予算

議案第31号 平成13年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算

議案第32号 平成13年度藤岡市老人保健特別会計予算

議案第33号 平成13年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算

議案第34号 平成13年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第35号 平成13年度藤岡市学校給食センター特別会計予算

議案第36号 平成13年度藤岡市下水道事業特別会計予算

議案第37号 平成13年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計  
算

議案第38号 平成13年度藤岡市簡易水道事業特別会計予算

議案第39号 平成13年度藤岡市水道事業会計予算

議長（中村菊雄君） 日程第8、議案第30号平成13年度藤岡市一般会計予算、議案第31号平成13年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第32号平成13年度藤岡市老人保健特別会計予算、議案第33号平成13年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算、議案第34号平成13年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第35号平成13年度藤岡市学校給食センター特別会計予算、議案第36号平成13年度藤岡市下水道事業特別会計予算、議案第37号平成13年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算、議案第38号平成13年度藤岡市簡易水道事業特別会計予算、議案第39号平成13年度藤岡市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。委員長新井雅博君の登壇を願います。

（予算特別委員会委員長 新井雅博君登壇）

予算特別委員会委員長（新井雅博君） ご指名を受けましたので、去る3月2日の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案第30号平成13年度藤岡市一般会計予算ほか9特別会計予算についての10議案に対する審査の結果について、報告申し上げます。

予算特別委員会は、3月2日の本会議において市長及び担当部長から提案説明を受けた後、議員全員の構成をもって設置され、同日、本会議終了後、委員会を開催して正副委員長の互選を行い、互選の結果、不肖私が委員長に、副委員長に坂本忠幸君が指名されたのであります。議案審査につきましては、3月7日と8日に市長・助役・収入役・教育長並びに担当部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。本特別委員会は、議員全員の構成をもって設置されておりますので、審査結果のみを報告申し上げますので、ご了承願います。

議案第30号平成13年度藤岡市一般会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第31号平成13年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号平成13年度藤岡市老人保健特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号平成13年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算について、歳入歳出慎

重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号平成13年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第35号平成13年度藤岡市学校給食センター特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第36号平成13年度藤岡市下水道事業特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号平成13年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、歳入歳出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号平成13年度藤岡市簡易水道事業特別会計予算について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号平成13年度藤岡市水道事業会計予算について、収入支出慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で予算特別委員会に付託されました議案第30号平成13年度藤岡市一般会計予算ほか9特別会計予算に対する審査の結果についての報告といたします。予算特別委員会の審査に当たり、委員並びに市当局関係者のご協力により、円滑なる運営ができましたことを深く感謝申し上げます、報告を終わります。

議長（中村菊雄君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。議案第30号から議案第39号までにつきましては、議員全員による審査を行いましたので、委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を省略いたします。

これより議案第30号から議案第39号までに対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。笠原史嗣君の登壇を願います。

（10番 笠原史嗣君登壇）

10番（笠原史嗣君） 私はただいま予算特別委員長から報告のありました議案の中で、議案第30号平成13年度藤岡市一般会計予算について、市民クラブを代表して反対討論を行います。

今年の群馬県をはじめとする各市町村の予算状況を見てみますと、微増もしくは前年対比減額というような緊縮予算が組まれているのが多い中、当市においては15.5%増と

というような積極予算が組まれたわけです。この背景の主なものを上げますと、長年の懸案であったプール建設事業や老朽化に伴う第1小学校体育館建設工事等の社会資本整備などがあると思われます。ほかにも早急に対応すべきバリアフリー対策の公共事業など、市民福祉の向上を願う予算計上も十二分に配慮されたところも見受けられます。

当初予算を計画するときに、まず今年度の成果をある程度勘案し、来年の計画を立てるものと思われます。その中で効率よく、むだのないように予算が振り分けられ、現状でもう少し先延ばしできる事業については見送りをし、市民生活に対して現在も未来においても弊害が起きることのないように計画すべきものだと考えます。要はなるべく突発的な事業は避け、どうしても必要な事業については、その効果と必要性をよく考えて予算計上すべきものと思われます。今年の2月に策定されました藤岡市行財政改革実施計画平成13年度から15年度の重点項目の事務事業の見直しの中で、各年度時に整理合理化の重点項目を定めるとともに、既に着手した事業であっても効果や必要性を再検討することと書かれております。まさにそのとおりだと思う次第です。

そこで、私たちは今回の商工費の観光対策費で、観光対策事業の観光看板設置工事に対し、現状では必要がなく見直しを図るべきものと考えます。理由につきましては、当初、計画の甘さから、らん藤岡に対しての入場客数のカウントが高速からは70%、一般道からは30%の予測をしていたわけです。しかし、見込み違いで逆転現象が生じ、合わせて建売が2軒も買える約5,000万円近い金額を去年補正予算に組み込み、上り線に建設するわけでございます。今回は下り線の一般道からのお客を多くするため、また、認知をよくしていただくために2カ所の看板設置、約3,278万円ほどが予算計上されているわけです。まだ上り線の看板の効果も見ずに、なおかつ一般道からの来客はとりあえず順調であるわけでございます。看板が最適という判断のもとで立てるのであれば、ほかに効果を上げるための手段がなかったのでしょうか。私なら看板をつくる前にソフト面でのやり方を模索します。メディアを利用した方法、雑誌や広報紙を利用した誘客、観光業者とのタイアップなど、幾らでも方法は考えられます。看板をつくるにしてもコスト面も配慮してもらいたい。市民から見れば家が2軒建つ金額です。最少の経費で最大の効果を上げられるようお願いいたします。

私たち市民クラブはこの予算部分に対して見直しをし、ただ単に反対をしているわけではなく、提案をし、よりよい市政運営と市民サービスの向上を願いまして、反対討論とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 次に、山田一友君の登壇を願います。

（18番 山田一友君登壇）

18番（山田一友君） 登壇のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案

第30号平成13年度藤岡市一般会計予算並びに議案第31号平成13年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算ほか議案第32号から議案第39号までの8特別会計予算に対する予算特別委員会委員長の報告に対し、賛成の討論を行います。

最近の我が国の経済情勢は家計部門の改善が遅れるなど厳しい状況を脱していないが、企業部門を中心に自律的回復に向けた動きが継続し、全体としては緩やかな改善が続いていると言われております。一方、リストラの本格化に伴い、依然として雇用情勢は厳しく、所得が低迷する中で、民間需要の柱である個人消費の上昇は期待できない状況が続いております。国の経済政策の当面の課題である自律的な景気回復の実現と時代を先取りした経済構造改革を推進し、IT革命の実現等による中・長期的な経済成長力の改善を目指し、取り組んでいる状況であります。また、現下の地方財政は、恒久的な減税や長期間の景気の後退を反映して終始不均衡の状況に陥るとともに、多額の借入金銭高を抱え、その償還により公債費の増加が見込まれるところであり、将来の財政運営が圧迫されることが懸念され、構造的にますます厳しさを増している状況にあります。その一方で地方分権法が成立し、地方分権の推進が叫ばれている中で、少子・高齢化社会に向けた地域福祉の充実や都市基盤・生活基盤の整備、環境問題への対応等地域の課題に取り組む上で、担うべき役割とその財政需要はますます増大していくものと見込まれます。

しかし、平成13年度の地方財政はこのような厳しい状況を踏まえ、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、歳出全般にわたる見直し、合理化・効率化に徹底的に取り組み、行財政改革をより積極的に推進するとともに限られた財源の重点配分や経費・支出の効率化に徹し、経費全般について節減・合理化を行い、健全財政の堅持や住民福祉の向上に努めなければならないと思います。こうした中で、総合計画の基本構想に基づき、「生活感動のあるまち・交流文化都市ふじおか」の創造を将来像とし、市民生活の向上と市民の健康福祉の増進を図るため、その生活推進実現化に向けて平成13年度予算編成に取り組まれた市当局の関係各位に対し、絶大なる敬意を表する次第であります。

さて、一般会計の予算総額は210億円、21世紀の幕開けのスタートとした予算額であります。前年度当初予算対比15.5%の高い伸び率となっておりますが、これは平成12年度は大型事業は特に行わない健全財政を保つための緊縮型予算として、平成13年度に備えたものであると理解しております。最初に、歳入では市税をはじめとする自主財源が112億8,300万円の53.7%、依存財源が97億1,600万円の46.3%となっておりますが、引き続き財源の確保に一層のご努力をお願い申し上げます。

次に、歳出でございますが、総務費では長年の懸案であるプール建設事業をはじめ市民課窓口の総合化、地方バス生活路線維持対策、国民文化祭に伴う事務費等、今後の行政課



題への対応が図られると思います。次に、民生費では介護保険事業勘定特別会計繰出金、高齢者自立センター運営費、在宅介護支援事業費、介護車両購入費補助金、福祉作業所運営委託費など、高齢者や障害者対策に要する経費、その他福祉医療扶助費の乳幼児無料化対象年齢の引き上げ、学童保育対策事業など、児童及び母子家庭等に要する経費が計上され、市民福祉の向上が図られると思います。次に、衛生費では疾病の早期発見、早期治療のための各種検診事業の推進、救急医療体制の確保、生ごみ処理容器購入費補助金、合併浄化槽設置補助金、水道事業会計出資金等の経費が計上され、市民の健康と衛生的な生活環境が保持されると思います。次に、労働費では勤労者生活資金、住宅建設資金・労働環境整備資金貸し付けにかかわる預託の経費が計上され、労働者の金融対策にも配慮されていると思います。次に、農林水産業では各種農業対策補助金、上落合土地改良総合整備事業費、美土里堰水環境整備事業費、各種農道整備、林道整備の経費が計上され、農林業の振興が図られると思います。

次に、商工費では中小企業に対する融資、SOHOオフィス整備事業委託費、藤岡まつり負担金、商工会議所運営費、観光看板設置工事費をはじめ、金融対策としての各種施策の経費が計上され、商工業の振興と観光振興が図られるものと思います。次に、土木費では道路の新設改良及び舗装、側溝整備、下水道事業特別会計繰出金、北藤岡地区の区画整備事業、中・上大塚線や北部環状線等、基幹道路の整備事業等の経費が計上され、都市基盤の整備が図られ、快適なまちづくりに努力する姿勢が伺えます。次に、消防費では防火貯水槽・消火栓の整備、コミュニティー消防センター建設工事費、消防団運営費、防災訓練等の経費が計上され、消防体制の強化、防災への備えが図られるものと思います。次に、教育費では第1小学校体育館建設事業、英語指導助手設置事業費、生徒指導関係経費、文化財の保全事業、青少年の健全育成事業等の経費が計上され、学校教育及び社会教育の充実が図られるものと思います。

さて、地方財政は景気回復の遅れを反映し、市税の伸びが期待できない状況にあります。一方では少子・高齢化の急速な進展により高齢者への福祉医療サービスや少子化対策など経費の増嵩が懸念されるなど、厳しさを増している状況にありますので、歳出全般にわたる見直しや合理化・効率化に徹底的に取り組み、行財政改革により積極的に推進し、中・長期的な視点に立った節度ある行政運営を図るとともに、活力に満ちた藤岡市を目指して積極的な施策の展開を図るよう、一層のご努力を要望いたします。

次に、議案第31号藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算ほか8特別会計予算につきましても、それぞれの目的が十分達成できるよう効率的に予算が計上されたと思います。

以上、平成13年度藤岡市一般会計予算ほか9特別会計予算の委員長報告に対し、全面的に賛意を表するものであります。ぜひとも議員全員のご賛同をお願い申し上げます。

賛成討論といたします。

議長（中村菊雄君） 以上で通告による討論は終わりました。他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第30号平成13年度藤岡市一般会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号平成13年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号平成13年度藤岡市老人保健特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号平成13年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号平成13年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号平成13年度藤岡市学校給食センター特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

た。

議案第36号平成13年度藤岡市下水道事業特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号平成13年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号平成13年度藤岡市簡易水道事業特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号平成13年度藤岡市水道事業会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続調査の申し出の件

議長(中村菊雄君) 各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件につき会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

閉会中継続調査申出一覧表

委 員 会 名	件	名
総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市税の適正課税について</li> <li>2. 市有財産の管理状況について</li> <li>3. 行政財政の実態について</li> <li>4. 市行政の総合計画について</li> </ul>	
経済常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 農業振興対策について</li> <li>2. 中小企業振興対策について</li> <li>3. 商業振興対策について</li> <li>4. 観光施設の整備拡充について</li> </ul>	
建設常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 道路及び橋梁整備について</li> <li>2. 公営住宅事業について</li> <li>3. 下水道施設の整備拡充について</li> <li>4. 上水道施設の整備拡充について</li> </ul>	
教務厚生 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 学校整備状況について</li> <li>2. 社会教育施設の充実について</li> <li>3. 社会福祉施設の充実について</li> <li>4. 交通安全施設について</li> <li>5. 環境衛生施設の拡充について</li> <li>6. 国民健康保険の実態について</li> </ul>	
議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 議会の運営に関する事項</li> <li>2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</li> <li>3. 議長の諮問に関する事項</li> </ul>	

#### 字 句 の 整 理 の 件

議長(中村菊雄君) お諮りいたします。会議規則第43条の規定に基づき本会議の議決の結果、その条項・字句・数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任

されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

市長あいさつ

議長(中村菊雄君) この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長の登壇を願います。

(市長 塚本昭次君登壇)

市長(塚本昭次君) 平成13年第1回藤岡市議会定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本議会は、3月1日から本日まで16日間にわたり開催され、議員各位におかれましては極めてご多忙の中、平成13年度一般会計予算をはじめとした市民生活に関連の深い多数の重要案件につきまして慎重審議いただき、原案どおり決定をいただきまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

12年度もあと残すところ半月となりました。いよいよ21世紀における新年度がスタートいたします。新しい時代において真の地方分権を実現し、地方都市としてのあるべき姿を顕現させていくには行政と市民双方が大きな意識改革を図り、確固とした力を身につけ、ともに手を携え、ともに汗を流して、しっかりと未来を見据えながら進んでいかなければなりません。本年は、そうした飛躍に向けた第一歩の年度でもあります。

今定例議会におきまして、議員各位から賜りましたご意見につきましては、今後の市政に反映させ、市民生活の向上に活かしてまいりたいと考えております。どうか議員各位におかれましても本市の将来が輝くものになりますよう、今後とも藤岡市政に対しまして一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

議長(中村菊雄君) 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成13年第1回藤岡市議会定例会を閉会いたします。

午後0時18分閉会